

時間外診療に係る加算の算定について

当院では、通院中の患者様が診療時間外に緊急の相談がある場合に対応できる体制を整えております。

時間外加算	当院の診療時間外の時間
休日加算	日曜日・祝日、および年末年始（12/30PM～1/3）
深夜加算	22時～翌朝6時

厚生労働省の規定により、診療時間外の時間帯で診療を行った場合には、上記加算が適応されます。

ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。